

公益信託あだちまちづくりトラスト運営指針に関する細則

(目的)

第 1 この細則は、公益信託あだちまちづくりトラスト運営指針（平成 18 年 11 月 29 日決定。以下「指針」という。）に基づき必要な事項を定めるものとする。

(助成金の請求)

第 2 指針 15 に定める助成金の前払いの額については、助成金として決定した額の 3 分の 2 以下の範囲内を支払うものとする。ただし、学生のまちづくり活動コース及び身近なまちづくり活動コースのものについては全額とする。なお、街並み空間・自主管理歩道等助成コース（自主管理歩道・広場）に係る請求は除く。

- (1) 助成金の前払いを受けようとする者は、助成金前払請求書兼振込口座指定書を提出し請求するものとする。
- (2) 助成金及び助成金の残額については、助成金請求書兼振込口座指定書を提出し請求するものとする。

(事業期間)

第 3 指針 10 に定める助成申請の事業期間については、次のとおりとする。

- (1) 2 月開催のトラスト運営委員会における助成決定を受けた個人又は団体は事業期間を同年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- (2) 7 月開催のトラスト運営委員会における助成決定を受けた個人又は団体は事業期間を同年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。

(事業報告書)

第 4 第 3 に定めるそれぞれの事業期間終了後の翌日から 1 ヶ月以内に事業報告書を提出するものとする。ただし、街並み空間・自主管理歩道等助成コース（自主管理歩道・広場）に係るものについては事業完了後速やかに提出し、現場確認を受けなければならない。

(助成対象経費)

第 5 助成対象経費については、別表に掲げるものとする。

(事業内容の変更)

第 6 指針 13 に定める助成決定通知を受けた助成申請者が当該事業の内容及び事業費を変更しようとする場合は、トラスト運営委員会の承認を受けなければならない。ただし、

次の場合は除く。

- (1) 事業計画の変更が伴わない助成対象外経費の額の変更
- (2) 事業計画の変更が伴わない助成対象経費の配分の変更
- (3) 第3に定める事業期間内での事業スケジュールの変更
- (4) その他軽微なもの

(事業の継続)

第7 指針10に定める助成申請をする場合において、当該トラスト助成事業が継続となる時は前事業の中間報告書又は事業報告書を同時に提出しなければならない。

(助成対象者等)

第8 指針18により助成金の返還の対象となった個人又は団体は以降の申請を受け付けない。次の場合も同様とする。

(1) 当トラスト事務局(受託者)からの助成事業に関連する資料及び説明の要求に誠実に対応しないとき。

(2) 正当な理由がなく、第4に定める期限までに事業報告書を提出しないとき

2 前項に該当する個人又は団体の構成員が別の助成を受けようとする個人又団体の構成員である場合も同様とする。

(見積書の提出)

第9 指針6に定める全ての助成コースの申請にあつて、支出の主なものについて2社以上の見積書を提出しなければならない。

付 則

この細則は、平成24年11月21日から施行する。

付 則

この細則は、平成28年10月31日から施行する。

付 則

この細則は、平成30年9月28日から施行する。

別表（第5関係） 助成対象経費

項 目	内 容
謝礼金、日当等	事業実施にあたり講師などに支払う謝礼金 例) 講師への謝礼、出演団体への謝礼 ※町内会・自治会の役員、助成申請団体会員等への謝礼は対象外
打合せ経費	会議、打合せ等に伴うお茶代 ※アルコール類、食事代、茶菓子代は対象外
物品購入費	事業実施に必要な消耗品類及び製作に必要な材料等の購入経費 例) 事務用品類、コピー用紙、フィルム代、木材、看板・パネル等 ※パソコン、テレビ、ビデオ、カメラ等は対象外
印刷経費	チラシ、ポスターなどの印刷経費、コピー代、写真現像代等 冊子、本などの印刷経費
役務費	郵送料、保険料、手数料等 例) 切手、ハガキ代、損害保険、イベント保険、振込手数料等
委託料	イベントなどの企画運営の委託経費等
レンタル・リース経費	会場使用料、リースやレンタル物品の賃借料等
工事費	工作物、施設整備、舞台設営、電気、装飾、照明等の工事経費 例) モニュメント、フラワーポット、広場等、光熱水費 自主管理歩道、自主管理広場 ※備品の修理代、車検代等は対象外
交通費	事業実施に伴う交通費として、助成対象経費の3パーセントを限度とする。ただし、運営委員会が認めたものについてはこの限りではない。 例) 電車、バス等の交通費、事例視察に伴う借上げバス代等 ※宿泊費、ガソリン代は対象外

注： 助成対象経費であっても、助成申請団体会員等への支払いは対象外とする。